

富労発基 0421 第 2 号
令和 7 年 4 月 21 日

(団体代表者) 殿

富 山 労 働 局 長

賃金引き上げに向けた支援策に係る周知について (お願い)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より労働行政の業務運営に関し御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、賃金引き上げに取り組む事業主の皆さまに向け、様々な支援策を提供しているところですが、支援策の一つである助成金制度につきましては、賃金引き上げに取り組む目的や方法が多様であることを踏まえ、令和 7 年度は、各種助成金をパッケージとして周知・広報し、個々の企業ニーズに沿った助成金の利活用を促進しているところです。

今般、富山労働局では、中小企業・小規模事業者の賃金引き上げと生産性向上を支援する「業務改善助成金」、非正規雇用労働者の賃金引き上げを支援する「キャリアアップ助成金」、労働時間の削減等に合わせた賃金引き上げを支援する「働き方改革推進支援助成金」、その他の各種助成金をパッケージとしたリーフレット (別添) を作成しましたので、傘下企業に対する周知に御配慮賜りたく、お願い申し上げます。

また、厚生労働省が開設した「賃金引き上げ特設ページ」は、賃金引き上げに向けた取組事例や、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金額の検索機能、政府の支援策を横断的に集約するなど、企業が賃金引き上げを検討する際の参考となる情報を掲載しています。

さらに、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の 7 割以上を占める中小企業・小規模事業者がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要であることから、令和 5 年 11 月 29 日に内閣官房・公正取引委員会より「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定され、発注者・受注者の双方の立場からの行動指針が示されています。

これらの周知つきましても、併せて御配慮賜りたく、お願い申し上げます。

なお、本助成金制度の詳細等は、次ページの富山労働局や富山県等のウェブサイトにも掲示しておりますので、御活用ください。

＜各支援策の掲示先＞

支援策	U R L	Q R コード
賃金引き上げの助成金 (富山労働局)	https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/news_topics/oshirase/_120032/chinagepackage.html	
業務改善助成金 (厚生労働省)	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html	
富山県賃上げサポート補助金 (富山県)	https://www.pref.toyama.jp/130321/sangyou/roudou/roudoukoyou/chinagesupport.html	
賃金引き上げ特設ページ (厚生労働省)	https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/	
労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 (公正取引委員会)	https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html	